

福島市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等に対し行う見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と、医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪による死亡又は重傷病をいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 60万円

イ 支給対象者 犯罪により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族（当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者に限る。）をいう。）

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪により重傷病を負った者（当該犯罪が行われたときにおいて本市に住所を有する者に限る。）

2 第1項各号に定める見舞金について、支給対象者が、次の各号に掲げるいずれかの事項によりやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市に住所を有している者」とみなすことができる。

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (7) その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、既に支給した当該重傷病見舞金

の額を減じた額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順に先順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順に先順位とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合においては、先順位の者のみが支給を受けることとし、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者のみが支給を受けることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（支給の制限）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。

ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき。その他当該犯罪による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

（支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、福島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

- (2) 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- (3) 申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、第3条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
- (4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- (8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、福島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）
- (9) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請者は、福島市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（別記第4号様式）及び犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書（犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとす。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したものとす。）
- (2) 申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、第3条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

3 第1項又は第2項の申請者が未成年者又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、申請者が、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは行うことができない。

なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の申請を行う場合にあつては、死亡した日から2年を経過したときは、申請を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があつた場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、福島市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記第6号様式）又は福島市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、福島市犯罪被害者等見舞金支給請求書（別記第8号様式）により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（支給決定の取消）

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、福島市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（報告等）

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給決定者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行し、令和4年4月1日以降に発生した犯罪に起因する犯罪被害について適用する。

福島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

福島市長

申 請 者（支給対象者） 住 所（申請時）

住 所（犯罪発生時） ☐申請時同じ

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪の内容

犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）

<加害者> ☐不明

住所：

フリガナ
氏名： （被害者との関係 ）

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

☐配偶者（事実婚を含む） ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 ☐あり ☐なし

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

☐ ☐ 死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。

☐ ☐ 当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

4 当該犯罪による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

☐なし ☐あり 受給した地方公共団体（ ）
受給額（ 円）

5 見舞金の返還

☐ 見舞金の支給後に、福島市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

6 暴力団排除の制約

- ☐ 犯罪被害者又は第1順位遺族は、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではありません。
- ☐ 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内で福島市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由

（代理申請者） 住 所

氏 名

（署名）

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

- ☐ 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- ☐ 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- ☐ 申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第3条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）
- ☐ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）
- ※以下は必要に応じて添付
- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき
- ☐ その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- ・ 申請者が配偶者以外の者であるとき
- ☐ 第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- ・ 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき
- ☐ 当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- ・ 第1順位遺族が2人以上いるとき
- ☐ 福島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）

注1 ☐のある欄は、該当する項目のレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

犯罪被害申告書（遺族見舞金）

1 犯罪被害者（犯罪が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪被害者が亡くなる原因となった犯罪の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪の内容（警察に届け出た内容等）

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

☐ 当該申告内容について、見舞金支給の審査に必要な範囲内で福島市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 福島市

氏 名 （署名）

代理申告者 住 所

氏 名 （署名）

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

年 月 日

福島市長

代表者 住 所 福島市
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話 - -

福島市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指名されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等出来ない者の理由等（未成年若しくは所在不明等）については下記のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

福島市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

福島市長

申 請 者（支給対象者） 住 所（申請時）

住 所（犯罪発生時） ☐申請時同じ

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

重傷病見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 重傷病の原因となった犯罪の内容

犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（別記第5号様式）

<加害者> ☐不明

住所：

フリガナ
氏名： （被害者との関係 ）

2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

- ☐ ☐ 重傷病の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。
- ☐ ☐ 当該犯罪において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

3 見舞金の返還

- ☐ 見舞金の支給後に、福島市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

4 暴力団排除の制約

- ☐ 犯罪被害者又は第1順位遺族は、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではありません。
- ☐ 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報は、見舞金支給の審査に必要な範囲内で福島市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者） 氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。）

（やむを得ない理由

（代理申請者） 住 所

氏 名

（署名）

生年月日 年 月 日生

電 話 - -

申請者（支給対象者）との関係

<添付書類>

- ☐ 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書

※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。

- ☐ 申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われた時において、本市に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第3条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類）

注1 □のある欄は、該当する項目□のレ印を付してください、

- 2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

犯罪被害申告書（重傷病見舞金）

1 犯罪被害者（犯罪が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歲）

2 犯罪被害者が重傷病を負う原因となった犯罪の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場所：

受けた犯罪の内容（警察に届け出た内容等）

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

☐ 当該申告内容について、見舞金支給の審査に必要な範囲内で福島市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 福島市

氏 名 (署名)

代理申告者 住 所

氏 名 (署名)

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

第 号
年 月 日

様

福島市長

福島市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福島市犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

円

※ 見舞金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(1) 福島市犯罪被害者等見舞金支給要綱第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき

※ 市長が見舞金の返還を求めた時は、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

福島市長

福島市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福島市犯罪被害者等見舞金について、下記の理由により、支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

年 月 日

福島市長

受給決定者 住 所 福島市
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話 - -

福島市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定通知がありました福島市犯罪被害者等
見舞金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円	
見 舞 金 の 種 類	☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金	
振 込 口 座	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	種 別	
	口 座 番 号	

※該当する口の枠にチェックしてください。

第 号
年 月 日

様

福島市長

福島市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定通知をした福島市犯罪被害者等見舞金について、福島市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象支給額 金 円

3 取消事由

（1）要綱第11条第1項第1号に該当したため（要綱第6条第 号に該当）

（2）要綱第11条第1項第2号に該当したため

4 備考